

岩手県告示第29号

岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年岩手県告示第216号）の一部を次のように改正する。

平成28年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
(設置) 第1 県の機関が行う調達であって、 <u>政府調達に関する協定</u> （ <u>平成7年条約第23号。以下「協定」という。）</u> の対象となる調達に關係する供給者の苦情について、政府調達に關係する苦情の処理手続（平成8年岩手県告示第215号）により、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。	(設置) 第1 県の機関が行う調達であって、 <u>1994年4月15日マラケシユで作成された政府調達に関する協定</u> （以下第1において「 <u>協定</u> 」といふ。）、 <u>2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定</u> その他の <u>国際約束</u> の対象となる調達に關係する供給者の苦情について、政府調達に關係する苦情の処理手續（平成8年岩手県告示第215号）により、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」といふ。）を置く。
(組織等) 第2 [略] 2・3 [略]	(組織) 第2 [略] 2・3 [略] 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。